

R8年度 新規出店者誘致事業（空き店舗等活用／備品購入費補助） 募集要項

武雄市では、商店街等をより魅力あるものとするため、空き店舗や空き家を改装して新規出店される方を対象に、開店に必要な備品購入費の一部を佐賀県と共同で支援します。

1 補助対象物件

まとまりをもった5つ以上の店舗が連なる地域の空き店舗や空き家

2 補助内容

（1）補助対象経費： 備品購入費

※建物に付帯するもの以外のものの購入費（設置費用含む）のうち、それぞれ1件当たりの取得価格が5万円以上のもの。ただし、汎用性の高いものや一般的に広く流通していないものなど、市長が認めない場合は、この限りではない。

（2）補助額：補助対象経費の3分の2以内（上限100万円）

※応募状況により予算の範囲内で補助額を決定します（1,000円未満の端数は切捨て）

3 申請資格

（1）対象となる店舗について1週間のうち4日以上営業される方。

（2）令和9年2月26日(金)までに開業可能な方。

（3）武雄市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方。

（4）次の①～⑥に該当しない方。

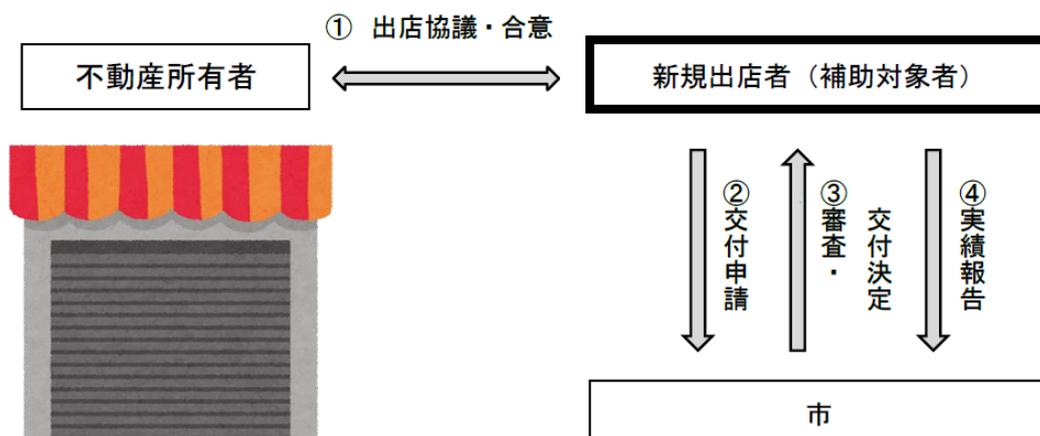
- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行おうとする方及び市長が公序良俗に反すると認める方
- ②出店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合に、当該資格、許可等を有していない方
- ③出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする方
- ④出店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族である方
- ⑤県外に本店のあるフランチャイズチェーン店等を出店しようとする方
- ⑥県内の既存店舗を閉店し、その後3年以内に新たに店しようとする方

4 募集期間 令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

5 募集件数 予算の範囲内

6 選考方法 書類審査（申請時に聞き取りをさせていただきます。）

7 事業の流れ



8 申請方法

以下の①～⑧の申請書類に必要事項を記入のうえ、令和8年5月29日(金)午後5時までに、武雄市商工課までご提出ください。

【申請書類】

- ①武雄市地域商業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②開業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④位置図
- ⑤店舗計画図
- ⑥見積書の写し（2社以上）
- ⑦事業実施前の写真
- ⑧誓約書

9 申請にあたっての注意点

- (1) すでに開店している店舗や、交付決定前に契約・支出された経費については、補助対象外となります。
- (2) 申請後は、店舗立地など事業計画の変更はできません。審査を経て、交付決定が決まるのは、7月以降となります。事前に家主さんとよく話し合ったうえでお申込みください。
- (3) 交付される補助金の額は、応募状況により予算の範囲内での交付となります。また、改装終了後に提出いただく実績報告を審査して、最終的に確定されます。
- (4) 新規出店者誘致事業（空き店舗等活用／改装費補助）との併用はできません。

※詳しい内容は、商工課までお問合せください。

■ ご提出・お問合せ先：
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10
武雄市役所 商工課 商工振興係
電話：0954-23-9210
FAX：0954-23-3816